（様式－９の１）

特定テーマに対する技術提案

|  |
| --- |
| 特定テーマ１  　本市では平成25年に長期未着手の都市計画道路の見直しを行い、計43路線（延長約51㎞）について事業存続とし、未着手路線については概ね30年程度での事業着手を目指すこととした。一方、令和6年度末現在、事業中の都市計画道路は計22路線25箇所（延長約29㎞）あり、未着手路線の早期着手と事業中路線の早期供用を並行して進める必要がある。本市全体における都市計画道路事業の早期効果発現に向け、事業監理（PM）の導入によって都市計画道路事業を効果的・効率的に進めていくうえでの検討プロセスについて述べること。  なお、街路課は都市計画道路事業の事業主体であり、都市計画決定された道路について、事業着手に向けた調査検討からはじまり、整備を行い供用開始するまで、総合的に進捗管理及び連絡調整を行うことが、主たる業務となっている。 |
|  |